



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2023年
No.7
事例1

調剤

薬剤の選択間違い



事例

【事例の詳細】

「【般】ドロスピレノン・エチニルエストラジオール（プラセボ無）」と記載された処方箋を応需した。事務員は、レセプトコンピュータにて薬剤を検索し、検索画面で上位に表示されたヤーズ配合錠を選択して入力した。処方監査をした薬剤師Aは、ヤーズフレックス配合錠とヤーズ配合錠を、プラセボの有無で区別する必要があることを把握しておらず、入力の間違いに気付かなかった。薬剤師Bが、薬剤を交付する時に、処方された薬剤はヤーズフレックス配合錠であることに気付いた。

【背景・要因】

入力した事務員は、処方箋に記載された「プラセボ無」の意味が分からなかったが、処方薬の選択には関係のないものと思い、薬剤師に確認しなかった。薬剤師Aは、ヤーズフレックス配合錠とヤーズ配合錠の違いを知らなかった。

【薬局から報告された改善策】

ヤーズフレックス配合錠またはヤーズ配合錠が処方された際は、取り違えが起きやすい薬剤であることを意識するよう、スタッフに周知した。



その他の情報

販売名	ヤーズフレックス配合錠	ヤーズ配合錠
有効成分	ドロスピレノン・エチニルエストラジオール	
効能・効果	子宮内膜症に伴う疼痛の改善 月経困難症 生殖補助医療における調節卵巣刺激の開始時期の調整	月経困難症
1シート構成	実薬28錠	実薬24錠+プラセボ4錠
一般名処方記載例	【般】ドロスピレノン・エチニルエストラジオール錠（プラセボ無）	【般】ドロスピレノン・エチニルエストラジオール錠（プラセボ有）

(2023年7月7日現在)



事例のポイント

- 本事例は、一般名処方された薬剤を、レセプトコンピュータに入力するときに薬剤の選択を誤り、効能・効果が異なる他の薬剤を調剤した事例である。同一の有効成分・剤形を有する薬剤であっても効能・効果、用法・用量等の異なるものが存在する場合には、括弧書き等により区別を行う場合がある。処方箋に記載された内容に不明な点があれば調べて、解決してから調剤することが重要である。
- 2022年7月に製薬企業から「ヤーズフレックス配合錠またはヤーズ配合錠の『一般名処方』による取り違え防止へのご協力のお願い※」が発信された。2018年4月、2020年4月、2022年4月に続き4度目の注意喚起である。
※https://pharma-navi.bayer.jp/sites/g/files/vrxlpx9646/files/2022-07/YAZ_FLX_PNS_202207110.pdf
- 製薬企業や独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）などから発信される薬剤の適正使用に関する情報を定期的に確認し、取り違えが起きそうな薬剤について、薬局内で情報を共有することが大切である。
- 薬品棚やレセプトコンピュータの検索画面に表示される薬剤名に注意を促す対策を行うことは、薬剤の取り違え防止に有用である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.icqhc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。